令和２年４月９日

公益社団法人　全日本病院協会　御中

全国健康保険協会

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言対象地域における
生活習慣病予防健診及び特定健康診査並びに特定保健指導の一時中止について

日頃より、全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、令和２年４月８日付で厚生労働省から各保険者に対し、「対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないこと」とする通知が発出されました。

これを受け、協会けんぽにおきましては、令和２年４月10日より同年５月６日までの間、緊急事態宣言の対象地域に所在する健診実施機関で実施する健診等を一時中止させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご承知いただきますとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

【対象地域】

・埼玉県　・千葉県　・東京都　・神奈川県　・大阪府　・兵庫県　・福岡県

【中止する健診等】

・生活習慣病予防健診 [被保険者]

・特定健康診査 [被扶養者]

・特定保健指導(対面のもの) [被保険者・被扶養者]

【一時中止期間】

令和２年４月１０日より同年５月６日まで

担当：全国健康保険協会　本部
保健部保健第一グループ
十文字・西江
電話：０３-５２１２-８２２１